

各種所得の申告漏れに対する行政指導に係る事務実施要領

凡　　例

この事務実施要領において使用している略称及び略語の意義は、次のとおりである。

センター・・・・・・・・・・・・ 東京国税局業務センター及び分室

荻窪コールセンター（個人）・・・ 東京国税局業務センター（武蔵府中分室）コール・調査支援第4グループ（個人）、第5グループ（個人）及び第6グループ（個人）

センター対象署・・・・・・・・・・・ センターで集約処理する内部事務の集約元となる署の個人課税部門

センター非対象署・・・・・・・・・・・ センター対象署を除く署の個人課税部門

署等・・・・・・・・・・・・・・・ センター非対象署及びセンター

個人課税部門・・・・・・・・・・・ 署個人課税部門

事務実施要領・・・・・・・・・・・ 令和6年7月5日付東局課一課2-59「個人課税事務に係る事務実施要領」の制定について」指示

センター事務提要・・・・・・・・・・・ 令和3年7月2日付東局総企1-56ほか14課合同「業務センター事務提要」の制定について」事務運営指針

1 事務の概要

と所得税申告事績から申告漏れが想定される個人納税者に対して、荻窪ユールセンター（個人）においてお尋ね文書の発送による接触（行政指導）を行う。

2 対象者

に係る申告漏れリスト（注1）」、に係る申告漏れリスト（注2）」及び
に係る申告漏れリスト（以下、これらを併せて「申告漏れリスト」という。）のとおりとする。ただし、次に該当する者を除く。

なお、行政指導の実施に当たっては、見込増差税額が高額な者から優先的に処理する。

（注）1 令和5年9月29日付東局課一課5-72ほか1課合同「各種所得の申告漏れに対する行政指導の試行について」指示において還元した、申告漏れリストの未処理の事案がある場合には、当該未処理事案も含めた上で、見込増差税額が高額な者から上記に準じて処理する。

2

3 申告漏れリストの提供

局ポータルサイトに掲載する方法により個人課税部門に提供する。

なお、については、令和6年10月上旬頃に提供する。

おって、申告漏れリストは納税者データに該当することから、令和2年7月1日付東局総事一2-8ほか12課合同「『納税者データの取扱いに関する運用要領』の制定について」事務運営指針及び別添「各種所得の申告漏れリストに係る納税者データについて」に基づき適切に取り扱うとともに、アクセス権限の設定を行った上で管理し、保存期間満了後、確実に削除する。

【申告漏れリストの掲載場所】

局ポータルサイト>サイトマップ>個人課税課>統括官等提示版>納税者データ提供ボックス>各署フォルダ>令和6事務年度各種所得の申告漏れリスト

※ 総括統括国税調査官のみアクセス可能

4 実施時期

令和6事務年度中に処理を了するよう計画的に実施する。

5 実施要領（【 】は、事務を実施する部署を示す。）

(1) 調査対象者等の除外【個人課税部門】

上記2の(1)～(4)に該当する者は対象者から除外することから、【 】 令和6事務年度の除外対象であるかどうか確実に確認し、申告漏れリストの「行政指導除外」欄に「署除外」と入力する。

なお、申告漏れリストの「前年除外」欄に「署等除外」と表示がある場合は、令和6事務年度においても除外対象となるか確実に確認し、除外しない場合は、「備考」欄に理由を簡記する。

おって、申告漏れリストについて、行の削除や並び替え等は行わないことに留意する。

(2) センター対象署からセンターへの申告漏れリストの引継ぎ等【センター対象署】

センター対象署は、上記(1)の処理後の申告漏れリストを令和6年7月19日（金）までにセンター（コール・調査支援グループ）に共有フォルダを利用して引き継ぐ。

(3) 申告事績の確認等【センター非対象署・センター（コール・調査支援グループ）】

上記(2)の処理後の対象者（以下「行政指導対象者」という。）について、KS Kシステムの「個人事績照会」等にて申告事績の確認を行い、申告事績がない場合には、【 】 是正の要否について確認を行う。

なお、【 】 の申告漏れが想定される行政指導対象者について、【 】

おって、整理番号の登録がない者（税目区分が「所得」以外の場合を含む。）については、次のとおり対応する。

イ センター非対象署

署管理運営部門に整理番号の「新規登録」又は「口座開設」を依頼し、申告漏れリストの「局署番号」及び「整理番号」欄に登録内容を入力する。

□ センター（コール・調査支援グループ）

納税者管理グループに整理番号の「新規登録」又は「口座開設」を依頼し、申告漏れリストの「局署番号」及び「整理番号」欄に登録内容を入力する。

(4) 萩窓コールセンター（個人）への申告漏れリストの引継ぎ等【センター非対象署・センター（コール・調査支援グループ）】

署等は、次表の引継ぎ期限までに上記(3)の処理後の申告漏れリスト及び別紙1「行政指導対象件数等連絡せん兼送付書」を萩窓コールセンター（個人）連絡フォルダに格納するとともに、次の書類を萩窓コールセンター（個人）へ送付する。

なお、萩窓コールセンター（個人）へ引き継いだ関係資料の写しを個人課税部門で保管する。

【萩窓コールセンター（個人）へ送付する資料】

- ・ 別紙1「行政指導対象件数等連絡せん兼送付書」及び関係資料
- ・ 署名・税目を印字した納付書（行政指導対象者の件数）
- ・ 担当部署を表示した署等の返信用封筒（行政指導対象者の件数）

イ 引継ぎ期限

申告事績	引継ぎ期限
有り	令和6年8月2日（金）
無し	令和6年8月21日（水）

(注) [REDACTED] の申告漏れリストについては、引継ぎ期限を別途連絡する。

□ 留意事項

納付書及び返信用封筒が不足する場合は、萩窓コールセンター（個人）から署等へ追加送付依頼を行う。

【萩窓コールセンター（個人）連絡フォルダの掲載場所】

局ポータルサイト > サイトマップ > 内部事務センター化PT > 共有フォルダ > 萩窓コールセンター（個人） > 署番号_署名 > 令和6事務年度 > 01_各種所得の行政指導

(5) 着眼・事後処理対象者入力【萩窓コールセンター（個人）】

申告漏れリストを基に、見込増差税額が高額な者から優先的に行政指導対象者として抽出し、KSKシステムの「着眼・事後処理対象者入力」を行い、「着眼調査・事後処理事業績表（処理用）」を出力する。

なお、武藏府中分室及び横浜南分室にあっては、見込増差税額にかかわらず行政指導対象者として抽出を行う。

また、入力に当たっては、次の区分で入力するとともに、行政指導対象者の入力後、「着眼・事後処理既未済整理簿編集」により「着眼・事後処理既未済整理簿」を出力し、適切に管理する。

イ [REDACTED]

申告事績	部門番号	調査区分	選定事由
有り	7 (個人課税第七部門)	「D」(その他3)	[REDACTED]
無し	7 (個人課税第七部門)	「B」(その他1)	[REDACTED]

ロ [REDACTED]

申告事績	部門番号	調査区分	選定事由
有り	17 (情報技術専門官)	「E」(その他4)	[REDACTED]
無し	17 (情報技術専門官)	「F」(その他5)	[REDACTED]

→R5.6.28 シェアエクスカウト開示請求と統一

(6) お尋ね文書の送付等【荻窪コールセンター（個人）】

荻窪コールセンター（個人）は、行政指導対象者に対し、申告漏れリストの種類・申告書の提出の有無に応じて、次のとおり処理する。

なお、お尋ね文書の回答期限の設定に当たっては、おおむね2週間程度の回答期間を設ける。

おって、お尋ね文書が返戻された場合については、センター事務提要に基づき処理する。

イ お尋ね文書の送付等（1回目）

行政指導対象者の申告事績の有無に応じて、次表の文書を送付する。

なお、武藏府中分室及び横浜南分室の対象署の [REDACTED] の申告漏れが想定される行政指導対象者で申告事績がある場合は、次表によらず、後述するロ「納税者の自主的な電子申告を促すための試行」に基づき、処理を行う。

申告事績	対応
有り	<ul style="list-style-type: none">別紙2-1 「令和●年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について」（1回目）別紙2-2 「令和●年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について」（1回目）「修正申告書」「署名・税目を印字した納付書」「担当部署を表示した署等の返信用封筒」
無し	別紙3 「所得税及び復興特別所得税の確定申告についてのお尋ね」（1回目）

ロ 納税者の自主的な電子申告を促すための試行

確定申告書等作成コーナー等で修正申告書等を作成し、e-Taxを利用して送信が可能と見込まれる納税者が増加していると考えられることや、KSK2においては、電子通知又は圧着はがきでお尋ね文書等を送付する機能が導入されることを踏まえ、納税者の自主的なe-Tax利用の促進及び事務処理の効率化の観点から、武藏府中分室及び横浜南分室の対象署の[REDACTED]の申告漏れが想定される行政指導対象者について、修正申告書等を同封せずに別紙2-1「令和●年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について」(1回目)を発送する。

なお、発送後においては、納税者からの求めに応じて修正申告書等を送付することとして差し支えない。

ハ 回答状況の確認等

荻窪コールセンター(個人)は、KSKシステムの「個人事績照会」等により、回答期限後の修正申告書又は期限後申告書の提出状況について確認し、期限までにお尋ねの回答又は修正(期限後)申告書の提出がない場合、申告事績の有無に応じて、次表の文書を再度送付する。

申告事績	対応
有り	<ul style="list-style-type: none">別紙4-1「令和●年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について」(2回目) [REDACTED]用)別紙4-2「令和●年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について」(2回目) [REDACTED]用)別紙4-3「令和●年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について」(2回目) [REDACTED]用)
無し	<ul style="list-style-type: none">別紙5-1「所得税及び復興特別所得税の確定申告についてのお尋ね」(2回目) [REDACTED]用)別紙5-2「所得税及び復興特別所得税の確定申告についてのお尋ね」(2回目) [REDACTED]用)

二 文書発送後に電話連絡等応答があった場合

上記イ～ハに係る文書発送後に電話連絡等応答があった納税者のうち、期限までに見直し等に応じない場合は、次表の文書を発送する。(注)

申告事績	対 応
有り	別紙6-1 「令和●年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について」(再連絡)
無し	別紙6-2 「所得税及び復興特別所得税の確定申告についてのお尋ね」(再連絡)

(注) [REDACTED] の申告漏れが想定される行政指導対象者を除く。

なお、発送に代えて、電話により納税者に接触しても差し支えないが、その際には、回答期限（2週間程度とするが、見直しが可能な時期については、納税者と要調整）を伝えるとともに、それまでに見直し等に応じない場合には、担当部署において調査に移行する旨を伝える。

(7) 行政指導対象者から面接の申し出があった場合【荻窪コールセンター（個人）・個人課税部門】

可能な限り電話により対応することとするが、行政指導対象者が対面による接触を強く希望した場合又は対面により接触する合理的な理由がある場合には、申告に必要な書類等を説明した上で署への相談予約を案内する。

個人課税部門において面接相談をする際は、KSKシステムの[REDACTED]を確認した上で面接相談を行う。

(8) 接触状況等の情報共有【荻窪コールセンター（個人）・センター・個人課税部門】

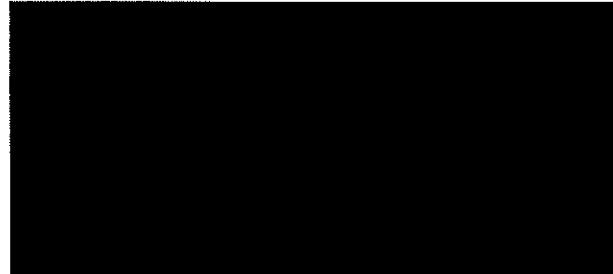
行政指導対象者と接触を行った場合には、①行政指導対象者の氏名、②送付日時、③送付物の写し、④電話対応履歴等の接触状況について、荻窪コールセンター（個人）、センター及び個人課税部門は「コールシステム」を活用して随時情報共有を図り、行政指導対象者からの問合せ等に的確に対応する。

【コールシステムの掲載場所】

局ポータルサイト > サイトマップ > 内部事務センター化PT > センターサイト > コールシステム

(9) 提出状況の確認及び事後処理（調査）の実施【荻窪コールセンター（個人）・センター・個人課税課部門】

荻窪コールセンター（個人）は、来署等により個人課税部門において対応を行ったものを含めて、KS Kシステムの「個人事績照会」等により、修正申告書等の提出状況を確認し、次表のとおり対応する。

修正申告書等の提出状況等		荻窪コールセンター（個人）における対応	センター及び個人課税部門における対応
修正申告書等の提出がある場合	申告内容に疑義あり	<p>署等へ以下の文書を引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「着眼・事後処理事績表（処理用）」 ・ 関係資料 ・ 処理状況を入力した別紙7「申告漏れリスト」 	事務実施要領又はセンター事務提要に基づき事後処理（調査）を実施する。
	申告内容に疑義なし	<p>署等へ以下の文書を引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加算税の賦課決定決議書等（不徴収決議書を含む。） ・ 「着眼・事後処理事績表（処理用・決裁用）」 ・ 別紙8「コールセンター処理結果連絡せん兼送付書」 	無申告の対象者に対しては、「加算税の賦課決定通知書」を出力し、特定記録郵便で通知する。
行政指導に応じない場合		<p>次の引継ぎ区分に応じて以下の文書を引き継ぐ。 【引継ぎ区分】</p> 	<p>引継ぎ区分に応じて次のとおり対応する。</p> <p>【①、②及び③】 後日発遣予定の「行政指導マニュアルに基づいた更正決定等事務の試行について（仮）」指示に基づき、更正決定を行う。</p>
文書発送後に電話連絡等応答があった納税者で、期限までに見直し等に応じない場合		<p>【文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着眼・事後処理事績表（処理用） ・ 関係資料 ・ 処理状況を入力した別紙7「申告漏れリスト」 	<p>【④】 事務実施要領又はセンター事務提要に基づき事後処理（調査）を実施する。</p>

(10) 処理状況の入力【荻窪コールセンター（個人）、署等】

上記(9)までの処理状況を申告漏れリストに入力し、適切に管理する。

なお、荻窪コールセンター（個人）から署等へ引き継いだ申告漏れリストについては、署等において引継ぎ後の処理状況を入力し、適切に管理する。

⑩ 事後処理事業の登録変更【センター・個人課税部門】

署等は荻窪コールセンター（個人）から引き継がれた事後処理（調査）を要する対象者について、「着眼調査・事後処理対象者入力」を次表のとおり変更入力を行う。

実施部署	申告事績	部門番号	調査区分
センター非対象署	有り・無し	11（個人課税第十一部門）	「E」（その他4）
センター対象署		3（個人課税第三部門）	
センター		11（個人課税第十一部門）	

申告事績	部門番号	調査区分
有り・無し	17（情報技術専門官）	「C」（その他2）

⑪ [] の回報【センター・個人課税部門】

[] する部署において、回報基準に該当する場合には、回報書を [] に登録する。

6 各事務の処理期限

事務内容	実施部署	処理期限
5(2) 申告漏れリストの引継ぎ等	センター対象署	令和6年7月19日（金）
5(4) 申告漏れリストの引継ぎ等（申告事績有り）	署等	令和6年8月2日（金）
5(4) 申告漏れリストの引継ぎ等（申告事績無し）	署等	令和6年8月21日（水）
5(9) 事後処理（調査）の実施のための引継ぎ []	荻窪コールセンター（個人）	令和6年11月15日（金）
5(9) 事後処理（調査）の実施のための引継ぎ 申告漏れリスト	荻窪コールセンター（個人）	随時 【最終期限：令和7年6月30日（月）】

7 事務事績の入力区分

署における次世代システム事務事績の入力に当たっては、次の区分で入力する。

事務内容	大区分	中区分	小区分	詳細区分1
5(1)～(4) 選定事務	調査関係事務	調査等対象選定事務	申告審理事務	申告審理事務
5(9) 事後処理（行政指導）	行政指導	事後処理（行政指導）	自主点検の要請等	別途局から指示するもの（能動的行政指導）
5(9) 事後処理（調査）	調査関係事務	実地調査以外の調査	事後処理（調査）	

8 報告【荻窪コールセンター（個人）センター・個人課税部門】

荻窪コールセンター（個人）は、上記5(10)において処理状況を入力した別紙7「申告漏れリスト」を取りまとめ、また、本取組を通じて把握された改善点等を別紙9「取組に対する意見等」に記載し、次のとおり文書管理システムにより局企画課（内部事務センター化PT行政指導担当）へ報告する。

なお、署等については、後日発送予定の「行政指導マニュアルに基づいた更正決定等事務の試行について（仮）」指示を参照する。

(1) 件名

「【第●回】各種所得の申告漏れに対する行政指導」とする。

(2) ファイル名

「【第●回】各種所得の申告漏れリスト」及び「【第●回】取組に対する意見等（荻窪コールセンター（個人））」とする。

(3) 報告期限

対象期間	報告期限
第1回（令和6年7月～12月）	令和7年1月22日（水）
第2回（令和7年1月～6月）	令和7年7月22日（火）

(4) 文書登録

別紙7「申告漏れリスト」及び別紙9「取組に対する意見等」は、次表のとおり文書管理システムに文書登録する。

大分類	中分類	名称（小分類）	編さん区分	保存期間
共通（報告関係）	報告関係書類	報告関係書類	事務年度	5年

(注) 1 「件名」欄及び「ファイル名」欄は、文書管理システムの施行画面の欄を指す。

2 「件名」欄及び「ファイル名」欄の「第●回」には、報告回を記載する。

各種所得の申告漏れリストに係る納税者データについて

各種所得の申告漏れリストに係る納税者データの取り扱いについては、以下のとおりとする。

1 保存期間

令和7年5月30日（金）まで

2 原本へのアクセス可能な職員

個人課税部門総括統括国税調査官（以下「総括統括官」という。）及び当該事務を担当する者として総括統括官が指定した者（以下「指定職員」という。）

3 データの保存方法

(1) 専用フォルダの作成

総括統括官は、局還元データ保存 > 60_個人課税 > 【統括官等限定】内に専用フォルダを新規作成の上、納税者データ提供ボックスから原本ファイルを切り取り、保存する。

(2) アクセス権限の設定

総括統括官は、上記2の職員以外が上記(1)で設定する専用フォルダにアクセスできないよう、自己及び指定職員に限定してアクセスを許可する設定を行う。

【アクセス権限の設定方法等】

- 「共通ライブラリ>通達・情報>情報システム課>08 手引類>01 局WAN 03 アクセス権限、ユーザーID等>01 アクセス権限の種類、設定方法等」の「②アクセス権限の設定方法【Windows10版】」により実施する。
- 設定の際は、①限定する職員のアクセス許可の設定を行い、②個人課税事務系統のアクセス許可を削除する。
なお、「Administrator」は絶対に削除しないよう留意する。

4 データの使用方法

総括統括官又は指定職員は、原本の複製（コピー）を作業用として使用することとするが、当該作業用のデータも専用フォルダ内で使用及び保存する。

令和●年●月●日

行政指導対象件数等連絡せん兼送付書

税務署
センター

1 行政指導対象件数

件

2 送付内容一覧表 (署等⇒コールセンター)

	回付 方法	署等発送 チェック欄	コールセンター 受領チェック欄
(1) 各種所得の申告漏れリスト	共有 フォルダ等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 課税照会結果の現物	局便	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 納付書及び返信用封筒（長3） ※ 「1 行政指導対象件数」の数量	局便	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注) センター対象署においては、「1 行政指導対象件数」のみ記載する。

一連番号

令和 年 月 日

様

東京国税局長

国税局長の
氏名の記載
及び局長は省
略しています

令和●年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

過日ご提出していただいた令和●年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書について、下記の事項に関する、計算誤り、記載漏れ又は添付書類不備等があるのではないかと考えられますので、お手元の申告書の控えなどにより、●月●日（●）までに見直し・確認をお願いします。

見直し・確認をされた結果、納める税額が

- ① 増加（還付税額が減少）する場合には、自主的に誤りを是正するための修正申告書の提出
 - ② 減少（還付税額が増加）する場合には、更正の請求書の提出
- の手続が必要となります。

なお、納める税額（還付税額）が変わらない場合には、ご面倒ですが、担当者までその旨をご連絡くださいますようお願いします。

記

1. 見直しをお願いしたい事項

【文例】※適宜加工して活用する。

について、申告の必要がないかご確認をお願いします。

見直しの結果、修正申告が必要な場合には、修正申告書の提出及び納税をお願いします。

※見直し内容が同封の修正申告書と一致する場合には、当該修正申告書をご活用ください。

また、電子申告で送信することをご希望される場合は確定申告書等作成コーナーをご利用ください。

2. 次のチェックのある書類の添付がございませんので、併せてご提出いただくようお願いします。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」のお知らせ

修正申告書等を作成する場合には、「国税庁確定申告書等作成コーナー」が大変便利です。

※スマートフォンでは修正申告書の作成ができないため、パソコンでの利用をお願いします。

確定申告書等作成コーナーURL : <https://www.keisan.nta.go.jp>

作成マニュアルURL : <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/st/guide/inputcase/correction>

納税について

修正申告書を提出した場合には、その提出の日が納期限となりますので、修正申告により納付すべき税額及び納付日までの延滞税について納付をお願いします（延滞税額の計算については裏面参照。）。
国税の納付は、キャッシュレス納付が大変便利です。

URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a01>



※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認及び必要な手続のお願いは、行政指導として行っているものであり、この行政指導（見直し・確認のお願い）に基づき提出された修正申告書等については、過少申告加算税は課されません（期限後申告に係る修正申告等については、無申告加算税が課される場合があります。）。

※ 申告書（添付書類を含む。）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。
この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少（無）申告加算税が課されることがあります。

※ 既に、所要の手続がお済みの場合や内容・手続などについて、ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター ○○分室	電話	(内線)
-----	-----	------------------	----	-------

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

修正申告書を提出されるに当たって

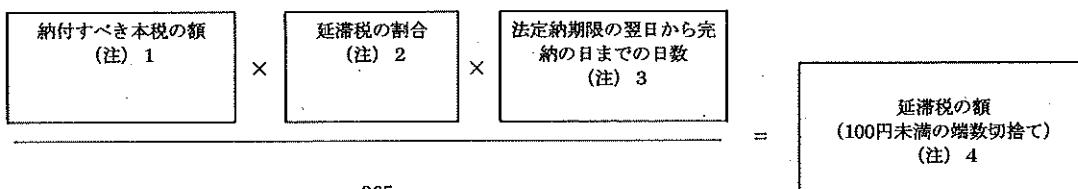
- 期限後申告書を提出した者が、修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額のほか、無申告加算税及び延滞税が課される場合があります。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額及び延滞税については、その修正申告書を提出した日までに、過少(無)申告加算税については、当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告に係る不服申立てはできません(過少(無)申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。)。
- 修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換算の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額(過少(無)申告加算税は除く。)から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますのでご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率 + 4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」
 - (2) 平成26年1月1日から令和2年12月31までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (3) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨てください。

一連番号

令和 年 月 日

様

東京国税局長

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

令和●年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

過日ご提出していただいた令和●年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書について、下記の事項に
関して、計算誤り、記載漏れ又は添付書類不備等があるのではないかと考えられますので、お手元の申告書
の控えなどにより、●月●日(●)までに見直し・確認をお願いします。

見直し・確認をされた結果、納める税額が

- ① 増加(還付税額が減少)する場合には、自主的に誤りを是正するための修正申告書の提出
 - ② 減少(還付税額が増加)する場合には、更正の請求書の提出
- の手続が必要となります。

なお、納める税額(還付税額)が変わらない場合には、ご面倒ですが、担当者までその旨をご連絡ください
ますようお願いします。

記

1 見直しをお願いしたい事項

【文例】※適宜加工して活用する。

令和●年中に行なった [REDACTED] について、申告の必要が
ないかご確認をお願いします。
見直しの結果、修正申告が必要な場合には、修正申告書の提出及び納税をお願いします。
※見直し内容が同封の修正申告書と一致する場合には、当該修正申告書をご活用ください。
また、電子申告で送信することをご希望される場合は確定申告書等作成コーナーをご利用ください。

2 次のチェックのある書類の添付がございませんので、併せてご提出いただくようお願いします。

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」のお知らせ

修正申告書等を作成する場合には、「国税庁確定申告書等作成コーナー」が大変便利です。
※スマートフォンでは修正申告書の作成ができないため、パソコンでの利用をお願いします。

確定申告書等作成コーナーURL : <https://www.keisan.nta.go.jp>



納税について

修正申告書を提出した場合には、その提出の日が納期限となりますので、修正申告により納付すべき税額
及び納付日までの延滞税について納付をお願いします(延滞税額の計算については裏面参照。)。
国税の納付は、キャッシュレス納付が大変便利です。

URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a01>

- ※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認及び必要な手続のお願いは、行政指導として行っているものであり、この行政指導(見直し・確認のお願い)に基づき提出された修正申告書等については、過少申告加算税は課されません(期限後申告に係る修正申告等については、無申告加算税が課される場合があります。)。
- ※ 申告書(添付書類を含む。)や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。
この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課されることがあります。
- ※ 既に、所要の手続がお済みの場合や内容・手続などについて、ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター ○○分室	電話	(内線)
-----	-----	------------------	----	-------

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

修正申告書を提出されるに当たって

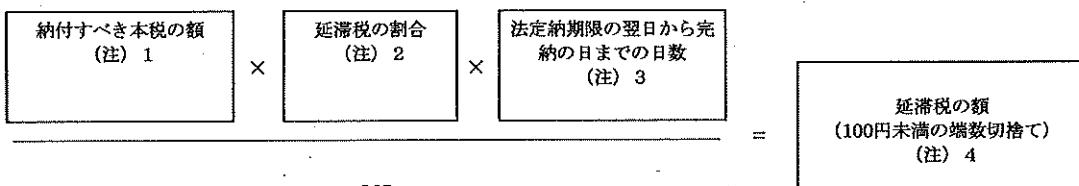
- 期限後申告書を提出した者が、修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額のほか、無申告加算税及び延滞税が課される場合があります。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額及び延滞税については、その修正申告書を提出した日までに、過少(無)申告加算税については、当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告に係る不服申立てはできません(過少(無)申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。)。
- 修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額(過少(無)申告加算税は除く。)から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますのでご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>

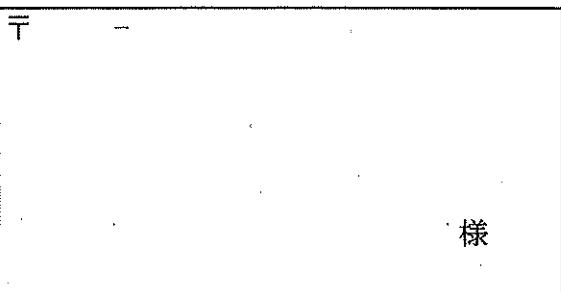


365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率 + 4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」
 - (2) 平成26年1月1日から令和2年12月31までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (3) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨てください。



一連番号

令和 年 月 日

東京国税局長

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

所得税及び復興特別所得税の確定申告についてのお尋ね

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

あなたの令和●年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告はお済みでしょうか。

下記の事項について、お手元の書類等をご確認いただき、確定申告が必要である場合には、確定申告書に必要事項を記載の上、令和●年●月●日（●）までにご提出をお願いします。

なお、ご不明な点などがある場合は、ご面倒ですが、担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

確認していただきたい事項

【文例】※適宜加工して活用する。

について、申告の必要がないかご確認をお願いします。
確認の結果、確定申告が必要な場合には、他の所得と合わせて確定申告書の提出及び納税をお願いします。

申告相談を希望される場合は、必要な書類をご準備の上、担当者までご連絡ください。

○必要な書類

- この文書
- 所得の内容等がわかるもの（ ）
- 健康保険（介護保険）の保険料の支払額がわかるもの
- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 配偶者特別控除を受けられる方は、配偶者の所得金額がわかるもの
- マイナンバーカード（又は通知カード及び運転免許証等身元確認書類）
- その他（ ）

※ 確定申告についてのお尋ねは、行政指導として行っているものであり、この行政指導（お尋ね）に基づき提出された確定申告書については、国税通則法第66条の規定に基づく無申告加算税（納付すべき税額の5%）が課される場合があります。

また、確定申告書を提出した場合には、その提出の日が納期限となりますので、確定申告により納付すべき税額及び納付日までの延滞税について納付をお願いします（延滞税額の計算については裏面参照。）。

※ 申告書（添付書類を含む。）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。この場合において、調査に基づき、申告書を提出等することとなったときは、国税通則法第66条の規定に基づく無申告加算税（納付すべき税額の15%（一定の場合には、法令の規定に基づき、その割合が加算される場合があります。）が課されることがあります。

※ 既に、所要の手続がお済みの場合や内容・手続などについて、ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター ○○分室	電話	(内線)
-----	-----	------------------	----	-------

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

(裏面)

期限後申告書を提出されるに当たって

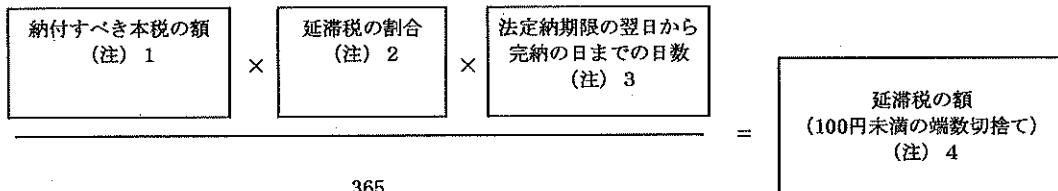
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告により納付すべき税額及び延滞税については、その期限後申告書を提出したに、無申告加算税については当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなりません。
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告に係る不服申立てはできません(無申告加算税の賦課決定処分については不てすることができます。)。
- 期限後申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 期限後申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その期限後申告により新たに確定した部分につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その期限後申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、期限後申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難おそれがあると認められること、その期限後申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額(過少(無)申告加算税は除く。)から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますのでご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率 + 4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」
 - (2) 平成26年1月1日から令和2年12月31までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (3) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

一連番号

令和 年 月 日

様

東京国税局長

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

令和●年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について(2回目)

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

あなたの令和●年分の所得税及び復興特別所得税について、令和●年●月●日に、あなたに見直し・確認をお願いする文書を送付しましたが、現時点において回答が確認できておりません。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、令和●年●月●日までに担当者までご連絡くださいますようお願いします。

なお、上記期日までにご連絡がない場合には、担当部署において、調査を実施いたします。

記

1 見直しをお願いしたい事項

【文例】※適宜加工して活用する。

について、申告の必要がないかご確認をお願いします。

見直しの結果、修正申告が必要な場合には、修正申告書の提出及び納税をお願いします。

※修正申告書の作成に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」が大変便利ですので、下段に記載のURLからご活用ください。

2 次のチェックのある書類の添付がございませんので、併せてご提出いただくようお願いします。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」のお知らせ

修正申告書等を作成する場合には、「国税庁確定申告書等作成コーナー」が大変便利です。

※スマートフォンでは修正申告書の作成ができないため、パソコンでの利用をお願いします。

確定申告書等作成コーナーURL : <https://www.keisan.nta.go.jp>作成マニュアルURL : <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/st/guide/inputcase/correction>

納税について

修正申告書を提出した場合には、その提出の日が納期限となりますので、修正申告により納付すべき税額及び納付日までの延滞税について納付をお願いします(延滞税額の計算については裏面参照。)。

国税の納付は、キャッシュレス納付が大変便利です。

URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a01>

※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認及び必要な手続のお願いは、行政指導として行っているものであり、この行政指導(見直し・確認のお願い)に基づき提出された修正申告書等については、過少申告加算税は課されません(期限後申告に係る修正申告等については、無申告加算税が課される場合があります。)。

※ 申告書(添付書類を含む。)や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課されることがあります。

※ 既に、所要の手続がお済みの場合や内容・手続などについて、ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター ○○分室	電話	(内線)
-----	-----	------------------	----	-------

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

修正申告書を提出されるに当たって

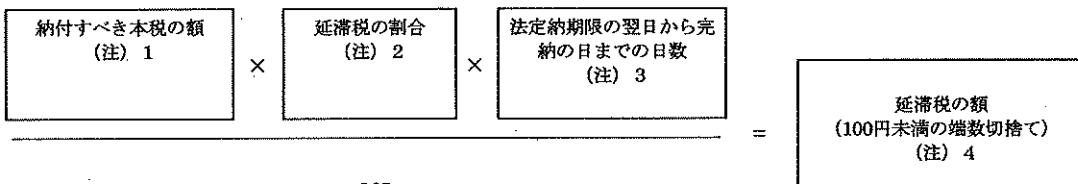
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額及び延滞税については、その修正申告書を提出した日までに、過少(無)申告加算税については、当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告に係る不服申立てはできません(過少(無)申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。)。
- 修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額(過少(無)申告加算税は除く。)から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますのでご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率 + 4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」
 - (2) 平成26年1月1日から令和2年12月31までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (3) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

一連番号

令和 年 月 日

様

東京国税局長

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

令和●年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について(2回目)

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

あなたの令和●年分の所得税及び復興特別所得税について、令和●年●月●日に、あなたに見直し・確認をお願いする文書を送付しましたが、現時点において回答が確認できておりません。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、令和●年●月●日までに担当者までご連絡くださいますようお願いします。

なお、上記期日までにご連絡がない場合には、担当部署において、調査を実施いたします。

記

1 見直しをお願いしたい事項

【文例】※適宜加工して活用する。

令和●年中に行なった [] について、申告の必要がないかご確認をお願いします。

見直しの結果、修正申告が必要な場合には、修正申告書の提出及び納税をお願いします。

※修正申告書の作成に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」が大変便利ですので、下段に記載のURLからご活用ください。

2 次のチェックのある書類の添付がございませんので、併せてご提出いただくようお願いします。

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」のお知らせ

修正申告書等を作成する場合には、「国税庁確定申告書等作成コーナー」が大変便利です。

※スマートフォンでは修正申告書の作成ができないため、パソコンでの利用をお願いします。

確定申告書等作成コーナーURL : <https://www.keisan.nta.go.jp>



納税について

修正申告書を提出した場合には、その提出の日が納期限となりますので、修正申告により納付すべき税額及び納付日までの延滞税について納付をお願いします(延滞税額の計算については裏面参照。)。

国税の納付は、キャッシュレス納付が大変便利です。

URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a01>

※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認及び必要な手続のお願いは、行政指導として行っているものであり、この行政指導(見直し・確認のお願い)に基づき提出された修正申告書等については、過少申告加算税は課されません(期限後申告に係る修正申告等については、無申告加算税が課される場合があります。)。

※ 申告書(添付書類を含む。)や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課されることがあります。

※ 既に、所要の手続がお済みの場合や内容・手続などについて、ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター ○○分室	電 話	(内線)
-----	-----	------------------	-----	-------

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

修正申告書を提出されるに当たって

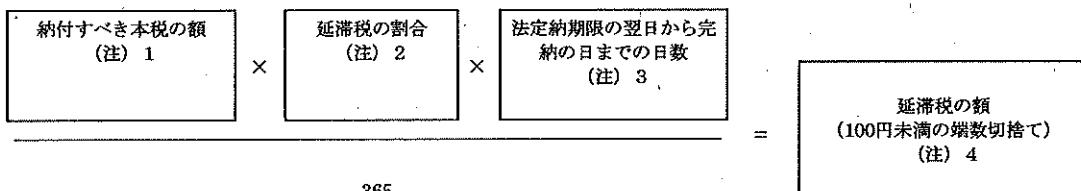
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額及び延滞税については、その修正申告書を提出した日までに、過少(無)申告加算税については、当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告に係る不服申立てはできません(過少(無)申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。)。
- 修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額(過少(無)申告加算税は除く。)から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますのでご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率 + 4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」
 - (2) 平成26年1月1日から令和2年12月31までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (3) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

一連番号

令和 年 月 日

様

東京国税局長

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

令和●年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について(2回目)

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

あなたの令和●年分の所得税及び復興特別所得税について、令和●年●月●日に、あなたに見直し・確認をお願いする文書を送付しましたが、現時点において回答が確認できておりません。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、令和●年●月●日までに担当者までご連絡くださいますようお願いします。

記

1 見直しをお願いしたい事項

【文例】※適宜加工して活用する。

令和●年中に行なった [REDACTED] について、申告の必要がないかご確認をお願いします。

見直しの結果、修正申告が必要な場合には、修正申告書の提出及び納税をお願いします。

※修正申告書の作成に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」が大変便利ですので、下段に記載のURLからご活用ください。

2 次のチェックのある書類の添付がございませんので、併せてご提出いただくようお願いします。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」のお知らせ

修正申告書等を作成する場合には、「国税庁確定申告書等作成コーナー」が大変便利です。
※スマートフォンでは修正申告書の作成ができないため、パソコンでの利用をお願いします。

確定申告書等作成コーナーURL : <https://www.keisan.nta.go.jp>

納税について

修正申告書を提出した場合には、その提出の日が納期限となりますので、修正申告により納付すべき税額及び納付日までの延滞税について納付をお願いします(延滞税額の計算については裏面参照。)。
国税の納付は、キャッシュレス納付が大変便利です。



URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a01>

※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認及び必要な手続のお願いは、行政指導として行っているものであり、この行政指導(見直し・確認のお願い)に基づき提出された修正申告書等については、過少申告加算税は課されません(期限後申告に係る修正申告等については、無申告加算税が課される場合があります。)。

※ 申告書(添付書類を含む。)や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。
この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなつたときは、過少(無)申告加算税が課されることがあります。

※ 既に、所要の手続がお済みの場合や内容・手続などについて、ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター ○○分室	電話	(内線)
-----	-----	------------------	----	-------

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

修正申告書を提出されるに当たって

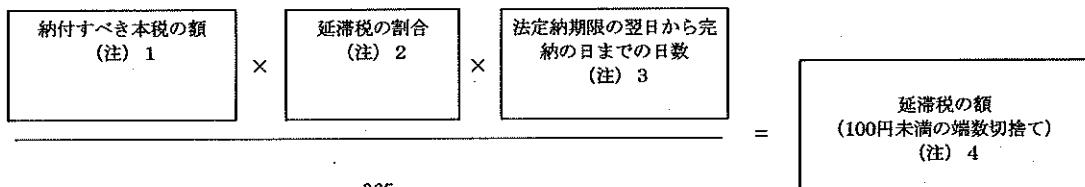
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額及び延滞税については、その修正申告書を提出した日までに、過少(無)申告加算税については、当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告に係る不服申立てはできません(過少(無)申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。)。
- 修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額(過少(無)申告加算税は除く。)から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますのでご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率 + 4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」
 - (2) 平成26年1月1日から令和2年12月31までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (3) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

一連番号

令和 年 月 日

様

東京国税局長

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

所得税及び復興特別所得税の確定申告についてのお尋ね（2回目）

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

あなたの令和●年分の所得税及び復興特別所得税について、令和●年●月●日に、あなたに見直し・確認をお願いする文書を送付しましたが、現時点において回答が確認できません。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、令和●年●月●日までに担当者までご連絡くださいますようお願いします。

なお、上記期日までにご連絡がない場合には、担当部署において、調査を実施いたします。

記

1 見直し・確認をお願いしたい事項

【文例】※適宜加工して活用する。

について、申告の必要がないかご確認をお願いします。

確認の結果、確定申告が必要な場合には、確定申告書の提出及び納税をお願いします。

2 必要な書類等（チェックのあるもの）

- この文書
- 所得の内容等がわかるもの（ ）
- 健康保険（介護保険）の保険料の支払額がわかるもの
- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 配偶者特別控除を受けられる方は、配偶者の所得金額がわかるもの
- マイナンバーカード（又は通知カード及び身元確認書類）
- その他（ ）

※ 確定申告についてのお尋ねは、行政指導として行っているものであり、この行政指導（お尋ね）に基づき提出された確定申告書については、国税通則法第66条の規定に基づく無申告加算税（納付すべき税額の5%）が課される場合があります。

また、確定申告書を提出した場合には、その提出の日が納期限となりますので、確定申告により納付すべき税額及び納付日までの延滞税について納付をお願いします（延滞税額の計算については裏面参照。）。

※ 申告書（添付書類を含む。）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。この場合において、調査に基づき、申告書を提出等することとなつたときは、国税通則法第66条の規定に基づく無申告加算税（納付すべき税額の15%（一定の場合には、法令の規定に基づき、その割合が加算される場合があります。）が課されることがあります。

※ 既に、所要の手続がお済みの場合や内容・手続などについて、ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター	〇〇分室	電話	(内線)
-----	-----	-------------	------	----	-------

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

(裏面)

期限後申告書を提出されるに当たって

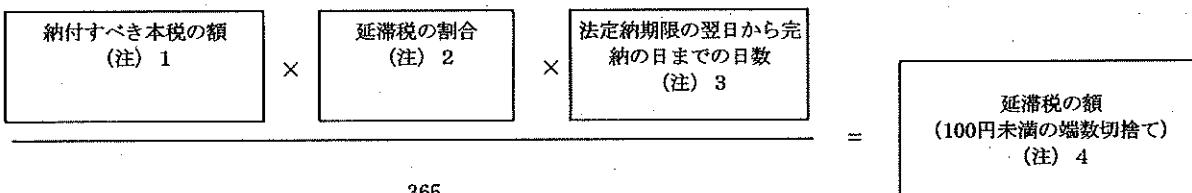
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告により納付すべき税額及び延滞税については、その期限後申告書を提出した日までに、無申告加算税については当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告に係る不服申立てはできません（無申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 期限後申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 期限後申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その期限後申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その期限後申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、期限後申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その期限後申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（過少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますのでご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率 + 4%」
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」
 - (2) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (3) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

一連番号

令和 年 月 日

様

東京国税局長

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

所得税及び復興特別所得税の確定申告についてのお尋ね(2回目)

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

あなたの令和●年分の所得税及び復興特別所得税について、令和●年●月●日に、あなたに見直し・確認をお願いする文書を送付しましたが、現時点において回答が確認できません。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、令和●年●月●日までに担当者までご連絡くださいます。

記

1 見直し・確認をお願いしたい事項

【文例】※適宜加工して活用する。

令和●年中に行なった [] について、申告の必要がないかご確認をお願いします。

確認の結果、確定申告が必要な場合には、確定申告書の提出及び納税をお願いします。

2 必要な書類等(チェックのあるもの)

- この文書
- 所得の内容等がわかるもの()
- 健康保険(介護保険)の保険料の支払額がわかるもの
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 配偶者特別控除を受けられる方は、配偶者の所得金額がわかるもの
- マイナンバーカード(又は通知カード及び身元確認書類)
- その他()

※ 確定申告についてのお尋ねは、行政指導として行っているものであり、この行政指導(お尋ね)に基づき提出された確定申告書については、国税通則法第66条の規定に基づく無申告加算税(納付すべき税額の5%)が課される場合があります。

また、確定申告書を提出した場合には、その提出の日が納期限となりますので、確定申告により納付すべき税額及び納付日までの延滞税について納付をお願いします(延滞税額の計算については裏面参照。)。

※ 申告書(添付書類を含む。)や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。この場合において、調査に基づき、申告書を提出等することとなつたときは、国税通則法第66条の規定に基づく無申告加算税(納付すべき税額の15%)(一定の場合には、法令の規定に基づき、その割合が加算される場合があります。)が課されることがあります。

※ 既に、所要の手続がお済みの場合や内容・手続などについて、ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター	〇〇分室	電話	(内線)
-----	-----	-------------	------	----	------

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

(裏面)

期限後申告書を提出されるに当たって

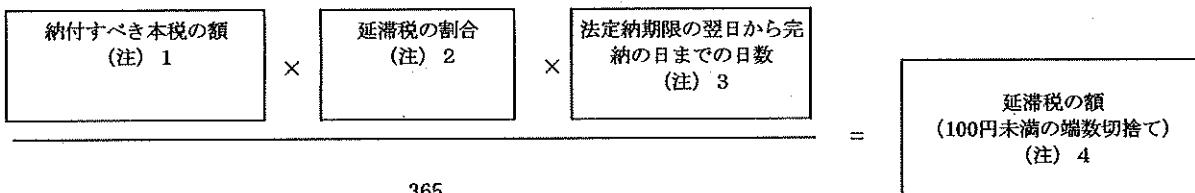
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告により納付すべき税額及び延滞税については、その期限後申告書を提出した日までに、無申告加算税については当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告に係る不服申立てはできません(無申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。)。
- 期限後申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 期限後申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その期限後申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その期限後申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、期限後申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その期限後申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額(過少(無)申告加算税は除く。)から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますのでご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率 + 4%」
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」
 - (2) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (3) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

一連番号

令和 年 月 日

様

東京国税局長

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省
略しています

令和●年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について(再連絡)

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

あなたの令和●年分の所得税及び復興特別所得税について、令和●年●月●日に、担当者宛にご連絡等いただいて以降、見直し・確認について、現時点において回答が確認できておりません。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、令和●年●月●日までに、あらためて担当者までご回答くださいますようお願いします。

なお、上記期日までにご回答がない場合には、担当部署において、調査を実施いたします。

記

1 見直しをお願いしたい事項

【文例】※適宜加工して活用する。

について、申告の必要がないかご確認をお願いします。

見直しの結果、修正申告が必要な場合には、修正申告書の提出及び納税をお願いします。

※見直し内容が同封の修正申告書と一致する場合には、当該修正申告書をご活用ください。

また、電子申告で送信することをご希望される場合は確定申告書等作成コーナーをご利用ください。

2 次のチェックのある書類の添付がございませんので、併せてご提出いただくようお願いします。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」のお知らせ

修正申告書等を作成する場合には、「国税庁確定申告書等作成コーナー」が大変便利です。

※スマートフォンでは修正申告書の作成ができないため、パソコンでの利用をお願いします。

確定申告書等作成コーナーURL : <https://www.keisan.nta.go.jp>

作成マニュアルURL : <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/kv/st/guide/inputcase/correction>



納税について

修正申告書を提出した場合には、その提出の日が納期限となりますので、修正申告により納付すべき税額及び納付日までの延滞税について納付をお願いします(延滞税額の計算については裏面参照。)。

URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a01>

※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認及び必要な手続のお願いは、行政指導として行っているものであり、この行政指導(見直し・確認のお願い)に基づき提出された修正申告書等については、過少申告加算税は課されません(期限後申告に係る修正申告等については、無申告加算税が課される場合があります。)。

※ 申告書(添付書類を含む。)や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課されることがあります。

※ 既に、所要の手続がお済みの場合や内容・手続などについて、ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター ○○分室	電話	(内線)
-----	-----	------------------	----	-------

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

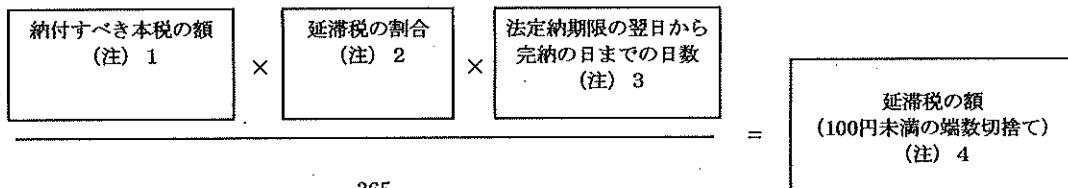
修正申告書を提出されるに当たって

- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告により納付すべき税額及び延滞税については、その修正申告書を提出した日までに、過少（無）申告加算税については、当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書を提出した場合には、その修正申告に係る不服申立てはできません（過少（無）申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（過少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますのでご利用ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率 + 4%」
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」
 - (2) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (3) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

丁	一
様	

一連番号

令和 年 月 日

東京 国税局長

国税局長の
氏名の記載
及び局長印
の押印は省略
しています

所得税及び復興特別所得税の確定申告についてのお尋ね（再連絡）

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

あなたの令和●年分の所得税及び復興特別所得税について、令和●年●月●日に、担当者宛にご連絡等いただいて以降、見直し・確認について、現時点において回答が確認できておりません。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、令和●年●月●日までに、あらためて担当者までご回答くださいますようお願いします。

なお、上記期日までにご回答がない場合には、担当部署において、調査を実施いたします。

記

1 見直し・確認をお願いしたい事項

【文例】※適宜加工して活用する。

について、申告の必要がないかご確認をお願いします。
確認の結果、確定申告が必要な場合には、確定申告書の提出及び納税をお願いします。

2 必要な書類等（チェックのあるもの）

- この文書
- 所得の内容等がわかるもの（ ）
- 健康保険（介護保険）の保険料の支払額がわかるもの
- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 配偶者特別控除を受けられる方は、配偶者の所得金額がわかるもの
- マイナンバーカード（又は通知カード及び身元確認書類）
- その他（ ）

※ 確定申告についてのお尋ねは、行政指導として行っているものであり、この行政指導（お尋ね）に基づき提出された確定申告書については、国税通則法第66条の規定に基づく無申告加算税（納付すべき税額の5%）が課される場合があります。

また、確定申告書を提出した場合には、その提出の日が納期限となりますので、確定申告により納付すべき税額及び納付日までの延滞税について納付をお願いします（延滞税額の計算については裏面参照。）。

※ 申告書（添付書類を含む。）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。この場合において、調査に基づき、申告書を提出等することとなったときは、国税通則法第66条の規定に基づく無申告加算税（納付すべき税額の15%（一定の場合には、法令の規定に基づき、その割合が加算される場合があります。）が課されることがあります。

※ 既に、所要の手続がお済みの場合や内容・手続などについて、ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

連絡先	担当者	東京国税局業務センター	〇〇分室	電話	(内線)
-----	-----	-------------	------	----	-------

この文書による行政指導の責任者は、表記の国税局長です。

(裏面)

期限後申告書を提出されるに当たって

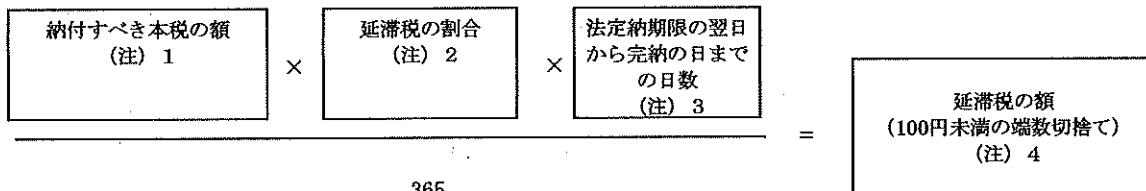
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告により納付すべき税額及び延滞税については、その期限後申告書を提出した日までに、無申告加算税については当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 期限後申告書を提出した場合には、その期限後申告に係る不服申立てはできません（無申告加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 期限後申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 期限後申告書の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その期限後申告により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その期限後申告書の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、期限後申告書に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その期限後申告書の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

参考 延滞税の計算方法

修正申告等により納付すべき本税の額（過少（無）申告加算税は除く。）から、次の算式により計算した延滞税の額が、千円以上の場合には、延滞税が課されます。

国税庁ホームページに必要事項を入力することで、延滞税の額を計算できるページを用意していますのでご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>



365

- (注) 1 本税額が1万円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で次の割合を適用することになります。
- (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率 + 4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」
 - (2) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - (3) 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+ 7.3%」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。
- なお、確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合などには、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 計算した延滞税の額が1,000円以上であり、かつ、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

●●局 令和●年分		申告漏れリスト																	
監理番号	監理対象者名	行政指導 除外	監年 除外	試行 区分	1回目		2回目		3回目		対応日	処理対応		署等へ 引継ぎ	署等 管理	対応者	署等所持 (単位:千円)	調査状況 (単位:千円)	備考
					接触方法	接触日	接触方法	接触日	接触方法	接触日		事後(行指)	事後(調査)						
		署除外			1 文書							修正	修正						
		署等除外			2 電話							期限法	期限法						
		荻C除外										是認	更正						

●●局 令和●年分		申告漏れリスト																	
監理番号	監理対象者名	行政指導 除外	監年 除外	試行 区分	1回目		2回目		3回目		対応日	処理対応		署等へ 引継ぎ	署等 管理	対応者	署等所持 (単位:千円)	調査状況 (単位:千円)	備考
					接触方法	接触日	接触方法	接触日	接触方法	接触日		事後(行指)	事後(調査)						

●●局 令和●年分		申告漏れリスト																	
監理番号	監理対象者名	行政指導 除外	監年 除外	試行 区分	1回目		2回目		3回目		対応日	処理対応		署等へ 引継ぎ	署等 管理	対応者	署等所持 (単位:千円)	調査状況 (単位:千円)	備考
					接触方法	接触日	接触方法	接触日	接触方法	接触日		事後(行指)	事後(調査)						

【記入に当たっての留意事項】

1 「行政指導除外」欄

別冊「各種所得の申告漏れに対する行政指導に係る事務実施要領」の2(1)~(4)に該当する場合は、「署除外」を入力し、5(3)により是正を要しない場合は、「署等除外」を入力し、荻窪コールセンター（個人）において行政指導対象から除外した場合は、「荻C除外」を入力し、それ以外についてはブランクとする。

なお、「前年除外」欄に「署等除外」と表示がある場合は、令和6事務年度においても除外対象となるか確実に確認し、除外しない場合は、「備考」欄に理由を簡記する。

2 「試行区分」欄

後日、派遣予定の「行政指導マニュアルに基づいた更正決定等事務の試行について（仮）」（指示）に基づき、更正決定を行う事案については「1」を入力し、別冊「各種所得の申告漏れに対する行政指導に係る事務実施要領」の5(6)ロ納税者の自主的な電子申告を促すための試行対象者のうち、更正決定を行う事案については「2」を入力し、それ以外についてはブランクとする。

3 「接触方法」欄

文書発送又は電話連絡を入力する。

4 「接触日」欄

文書を発送した日または電話連絡をした日を入力する。
※複数回電話連絡している場合は最初に電話連絡した日。

5 「処理対応」欄

「処理対応」欄の記載においては着眼・事後処理事績情報入力が完了していることに留意する。

- ・事後（行指）：事後処理（行政指導）として処理が完結した場合に処理対応をリストから入力する。
- ・事後（調査）：事後処理（調査）として処理が完結した場合に処理対応をリストから入力する。
- ・対応日：修正・期限後申告書の提出日、更正決定通知書の発送日、是認又は転出等として処理した日を入力する。

6 「署等へ引継ぎ」欄

別冊「各種所得の申告漏れに対する行政指導に係る事務実施要領」の5(9)により、荻窪コールセンター（個人）から署等への引継日を入力する。

7 「署引継ぎ」欄

接触が困難な事案等のうち、対象署が引き継ぐと判断し、引き継いだ場合に引継した日を入力する。

8 「継続管理」欄

接触が困難な事案等のうち、署へ引き継いだ事案以外で、署が引き継がないと判断した日を入力する。

9 「対応者」欄

発送文書に係るセンターへの問い合わせ及び電話督促の際の主な対応者をリストから選択する。

税務署

令和●年●月●日

センター

コールセンター処理結果連絡せん兼送付書

1 行政指導文書送付及び処理件数

		件数
①	コールセンター事後処理（行政指導）対象処理件数 (未接触事案及び接触中事案を含む。)	
②	処理済件数 修正申告書等提出件数 修正申告書等提出以外の件数	内 内
③	未処理件数 (①-②)	0

2 送付内容一覧表（コールセンター⇒署等）

		コールセンター発送 チェック欄	署等受領 チェック欄
(1)	各種所得の申告漏れリスト ※ 共有フォルダにより回付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	行政指導等を行った事績等の現物 ※ 局便により現物資料を回付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

令和6年●月●日

【第●回】取組に対する意見等（荻窪コールセンター（個人））

1 事務処理フローに関する改善意見

2 接触方法（送付文書、電話による督促等）に関する改善意見

3 非常勤職員による対応を基本とする上での課題及び改善策等

4 見直し確認依頼文等に修正申告書案を同封しない試行について

修正申告書案の同封有無による事務全体としての効率性（文書発送や受電業務を含む。）について、担当者の感触等を可能な範囲で記載する。

5 試行様式の効果、課題及び改善点（試行様式による納税者の自主的な修正申告書の提出への影響について、記載する。）

6 その他

企臨●号

[共通（報告関係）報告関係書類 事5年]